【二訂版】

フローチャート印紙税

図解による印紙税課否判定

税理士・司法書士　内川　毅彦【著】

法令出版

二訂版発刊に当たって

本書の初版発刊から５年が経過しました。

この間に民法、商法などの改正がありましたので、それに合わせて細部を見直すと共にＢ５版にサイズアップしてフローチャートの視認性を高めました。

電子契約の普及が著しい昨今ですが、重要文書を書面化して残すニーズや、作業現場での手書き伝票、メモ類は依然として存在しています。そのような状況においては、印紙税の観点からそのポイントを簡便に参照できる意義がありますので、ここに二訂版を発刊することにしました。

二訂版の出版にあたっても、法令出版編集部の下島克仁氏にはひとかたならぬお世話になりました。この場を借りてお礼申し上げます。

令和５年10月

内川　毅彦

初版　はじめに

印紙税の課否判定については、作成される文書がどの号別の課税文書に該当するのか、印紙税法の課税物件表の第１号から第20号までの当てはめを行い得られる回答に、100％の確信を持てない、といった不安の声を聞くことがあります。

この課税物件表に掲載された文書の名称・内容が、判断しようとする文書と一致する場合は簡単ですが、実際に作成される文書の名称・内容や取引対象は無数に存在するため、課税物件表の物件名や定義だけで課否を絞り込むことにはある程度の困難を伴い、基本通達等を参照したとしても、その当てはめに悩むことが多いと思われます。

一方、課税物件表に載っていない文書（いわゆる不課税文書）の判断についても、上記の当てはめの作業過程を経なければ不課税文書であるとの判断はできないことから、このような文書なども含めるとますます判断対象となる文書は広がり、その課否判定も煩瑣なものとなるのかもしれません。

また、課税事項を複数有する文書などは、含まれる課税事項の組合せ次第で、あるいは記載金額の有無などによって最終的な文書の所属が決定されるため、そのルールの適用を誤ると、誤った税額を納付してしまうことにもなりかねません。

以上述べたように、一般的に印紙税の課否判定は分かりづらくて煩瑣なもの、といわれています。しかしながら、その複雑性・困難性は、実はポイントを絞らずに漫然と課税要件の当てはめをしていることに原因があるとも思われます。

本書では、本編に入る前に課税物件表の文書の形態に着目し、その形態ごとに文書を振り分け、次に各課税文書のポイントを絞り込むために必要な判断過程をフローチャートにしました。

最も基本的で重要なことですが、印紙税は文書課税です。そこに書かれている内容を法的に解釈するというよりは、どのような文言が記載されているかを基準に判断することが重要です。ある文言の有る無しによって印紙税がかかったりかからなかったり、あるいは、文言の記載ぶりによって税額に差が出たりもします。

まず、文書を見て、そこに書かれている文言、又は書こうとする文言の中からキーとなる文言を探す。そして、その「文言」を基に要件の当てはめを行う、という作業を行う必要があります。

印紙税の課否判定は、このように類型ごとに振り分けてポイント・キーワードを絞り、ルールを当てはめていくという作業過程を経ますので、フローチャートによる整理・絞込みは有効であると考えます。

本書を印紙税課否判定の手引書としてご活用していただくことで、日常の作成文書の課否判定を正確にまた要領よく行っていただく一助となれば幸いです。

本書の出版に当たり、法令出版編集部の下島克仁氏にはひとかたならぬお世話になりました。この場を借りて御礼申し上げます。

平成30年８月

内川　毅彦

目　次

序　章　本書の活用法～課否判定のプロセス～

1　課否判定のプロセス…… 2
2　印紙税課否判定の基本…… 4
◇「他の文書を引用する文書」判定フローチャート…… 6

第１章　不課税文書を知る～不課税判定～

1　不課税文書とは…… 8
2　課税廃止された文書（旧課税文書）…… 11
3　課税物件表に掲名されていない文書…… 23
4　課税文書の要件を満たさない文書…… 23
5　解除契約書、解約契約書など…… 23
6　法施行地外で作成される文書…… 24
7　写（コピー）、副本、謄本等 …… 24
8　契約当事者以外の者に提出する文書…… 25

第２章　課税文書の三つのタイプ

Ⅰ　契約書タイプ…… 28
1　契約書とは…… 28
2　「契約書」とされる文書の各形態 …… 29
3　申込書等の取扱い…… 32
Ⅱ　証券・証書タイプ…… 34
Ⅲ　通帳タイプ…… 35

第３章　フローチャートによる課税文書の絞り込み

Ⅰ　契約書タイプのフローチャート…… 40
Ⅱ　証券・証書タイプのフローチャート…… 50
Ⅲ　通帳タイプのフローチャート…… 52

第４章　本　編～課税文書～

Ⅰ　契約書タイプの課税文書…… 56
1　契約書…… 56
2　予約契約書…… 57
3　更改契約書…… 57
4　変更契約書の取扱い…… 58
5　補充契約書の取扱い…… 61

第１号の１文書	不動産、鉱業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書	64

1　不動産の譲渡に関する契約書…… 64
2　鉱業権の譲渡に関する契約書…… 68
3　無体財産権の譲渡に関する契約書…… 69
4　船舶又は航空機の譲渡に関する契約書…… 70
5　営業の譲渡に関する契約書…… 71

第１号の２文書	地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書	73

1　地上権の設定又は譲渡に関する契約書…… 73
2　土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書…… 73

第１号の３文書	消費貸借に関する契約書	76

1　消費貸借とは…… 76
2　消費貸借の目的物…… 76
3　限度（極度）貸付契約書…… 76
4　債務承認弁済契約書…… 77
5　金銭借用証書、借受金受領書…… 80
6　建設協力金、保証金…… 81
7　貸付決定通知書等…… 82
8　ゴルフクラブの会員証等…… 82
9　総合口座取引約定書…… 83
10　学校債券…… 84
11　出張旅費前借金領収証等…… 84

第１号の４文書	運送に関する契約書（傭船契約書を含む。）	85

1　運送とは…… 85
2　運送に関する契約書…… 85
3　発送伝票、送り状、運送状…… 85
4　貨物受取書…… 86
5　傭船契約とは…… 87

第２号文書	請負に関する契約書	89

1　請負とは…… 89
2　請負契約と委任契約…… 89
3　請負契約と売買契約…… 94
4　プロ野球選手、タレント等の役務提供契約…… 97

5　広告契約書と協賛契約書…… 98
6　保守契約書、清掃請負契約書…… 99
7　会計監査人の監査契約書と税理士委嘱契約書…… 99
8　仮工事請負契約書…… 100
9　宿泊申込請書…… 100
10　建設工事の請負に係る契約書の軽減税率…… 100

第５号文書	合併契約書、吸収分割契約書、新設分割計画書	103

1　合併契約書とは…… 103
2　吸収分割契約書及び新設分割計画書とは…… 103
3　合併契約等の変更又は補充の事実を証するもの…… 105

第７号文書	継続的取引の基本となる契約書	106

A.　第７号文書の五つのタイプ …… 106
1　売買・請負等取引基本契約書～令26条１号の第７号文書…… 106
2　売買に関する業務、金融機関の業務又は保険募集の業務等
取引基本契約書～令26条２号の第７号文書…… 106
3　銀行取引約定書等～令26条３号の第７号文書…… 107
4　信用取引口座設定約定書等～令26条４号該当の第７号文書…… 107
5　保険特約書等～令26条５号該当の第７号文書…… 107
B.　第７号文書の期間要件（３か月超要件）…… 107
C.　各タイプの第７号文書 …… 109
1　令26条１号の第７号文書（売買・請負等取引基本契約書）…… 109
2　令26条２号の第７号文書（売買等業務委託基本契約書）…… 120
3　令26条３号の第７号文書（銀行取引約定書等）…… 125
4　令26条４号の第７号文書（信用取引口座設定約定書等）…… 128
5　令26条５号の第７号文書（保険特約書等）…… 130

第12号文書	信託行為に関する契約書	132

1　「信託の方法」…… 132
2　信託行為に関する契約書…… 132
3　信託に関する特別の法令に基づき締結する文書…… 133
4　財産形成信託取引証…… 133

第13号文書	債務の保証に関する契約書	134

1　債務の保証に関する契約書判定フローチャート…… 134
2　債務の保証の意義…… 135
3　保証契約の契約当事者…… 135
4　主たる債務の契約書に併記した保証契約…… 135
5　身元保証に関する契約書…… 137

第14号文書	金銭又は有価証券の寄託に関する契約書	138

1　金銭又は有価証券の寄託に関する契約書判定フローチャート… 138
2　金銭又は有価証券の保管に際して作成される文書の
判定フローチャート…… 139
3　寄託の意義…… 139
4　課税物件としての寄託契約書…… 140
5　寄託契約の特徴…… 140
6　敷金の預り証等…… 140
7　金融機関が作成する預り証等の文書…… 141
8　その他…… 146

第15号文書	債権譲渡又は債務引受けに関する契約書	147

1　債権譲渡とは…… 147
2　債務引受けとは…… 147
3　契約上の地位の譲渡…… 148
4　債権譲渡通知書、債権譲渡承諾書等…… 149
5　ゴルフ会員権の売買契約書…… 149
6　自動車売買契約書（リサイクル料金等相当額の記載があるもの）…… 149
7　電話加入権の譲渡契約書…… 151

Ⅱ　証書・証券タイプの課税文書…… 152

第３号文書	約束手形・為替手形	152

1　約束手形・為替手形の意義…… 152
2　白地手形の取扱い…… 153

第４号文書	株券、出資証券若しくは社債券又は投資信託、貸付信託、特定目的信託若しくは受益証券発行信託の受益証券	162

1　株　券…… 162
2　出資証券…… 172
3　社債券…… 174
4　受益証券…… 176

第６号文書	定款	179

1　定款の範囲…… 179
2　定款の原本…… 180
3　変更定款…… 182

第８号文書	預貯金証書	183

1　預貯金証書の意義…… 183
2　積金証書…… 183
3　預金証書への追記の取扱い…… 184
4　非課税物件…… 185

第９号文書	倉荷証券、船荷証券又は複合運送証券	186

1　倉荷証券とは…… 186
2　船荷証券とは…… 186
3　複合運送証券とは…… 188

第10号文書	保険証券	189

1　保険証券とは…… 189
2　保険証券から除かれる書面…… 190
3　自動車損害賠償責任保険に関する保険証券…… 192

第11号文書	信用状	193

1　信用状とは…… 193
2　商業信用状条件変更通知書…… 193

第16号文書	配当金領収書、配当金振込通知書	194

1　第16号文書の「配当金」…… 194
2　中間配当…… 195
3　配当金領収証（第16号文書）とは…… 195
4　配当金振込通知書（第16号文書）とは…… 198
5　非課税文書…… 198

第17号文書	金銭又は有価証券の受取書	199

A．共通事項…… 200
1　「金銭又は有価証券の受取書」の意義とその範囲 …… 200
2　有価証券の受取書…… 204
3　非課税文書…… 206
4　課税しないこととされる文書…… 217
B．売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書
～第17号の１文書…… 219
1　売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書とは…… 219
2　売上代金から除かれるもの…… 221
3　売上代金の受取書に含まれるもの…… 223
C．売上代金以外の金銭又は有価証券の受取書
～第17号の２文書…… 228
1　「対価」に該当しない金銭又は有価証券の受取書 …… 228
2　売上代金から除かれている金銭又は有価証券の受取書…… 229
D．その他の取扱い…… 230
1　クレジットカード決済、デビットカード決済で交付する受取書…… 230
2　共同企業体（JV）と構成員の間で作成する受取書 …… 234

Ⅲ　通帳タイプの課税文書…… 236

第18号文書	預貯金通帳、信託行為に関する通帳、銀行若しくは無尽会社の作成する掛金通帳、生命保険会社の作成する保険料通帳又は生命共済の掛金通帳	236

1　預貯金通帳とは…… 236
2　信託行為に関する通帳とは…… 239
3　銀行又は無尽会社の作成する掛金通帳の意義…… 239
4　日掛記入帳…… 239
5　生命保険会社の作成する保険料通帳とは…… 239
6　生命共済の掛金通帳とは…… 240

第19号文書	第１号、第２号、第14号又は第17号に掲げる文書により証されるべき事項を付け込んで証明する目的をもって作成する通帳（第18号の通帳を除く。）	241

1　第19号文書の通帳の意義と範囲…… 241
2　金銭又は有価証券の受取通帳…… 242
3　その他具体的な取扱い…… 243

第20号文書	判取帳	245

1　判取帳の意義と範囲…… 245

2　金銭又は有価証券の判取帳…… 246
3　その他具体的な取扱い…… 246

Ⅳ　非課税法人、非課税文書…… 248
1　非課税法人…… 248
2　非課税文書…… 251

第５章　文書の所属の決定

Ⅰ　複数の課税事項を有する文書のパターン…… 254
1　併記又は混合記載の文書…… 254
2　一つの事項が複数課税事項に同時に該当する文書…… 254
Ⅱ　複数の課税事項を有する文書の所属の決定…… 255
1　文書の所属決定のフローチャート…… 255
2　文書の所属の決定…… 260
Ⅲ　追記又は付込みに係るみなし作成…… 266
1　通帳タイプ以外の文書（契約書、証券・証書タイプ）への追記又は付込み…… 267
2　通帳タイプ（第19号及び第20号文書）の文書への追記又は付込み…… 271

第６章　記載金額の具体的取扱い

1　第１号、第２号及び第15号文書の「契約金額」…… 278
2　記載された記載金額が複数又は課税事項が複数の場合…… 282
3　記載金額の計算（当該文書に直接的な契約金額等の記載がない場合）…… 284
4　記載金額の記載内容に応じた取扱い…… 291
5　記載された税金額の取扱い…… 294
6　契約金額の変更等…… 295
7　記載金額によって非課税となる文書の取扱い…… 298

第７章　契約書の「重要な事項」

1	第１号の１文書	不動産、鉱業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書	303
	第１号の２文書のうち右に掲げる文書	地上権又は土地の賃借権の譲渡に関する契約書	
	第15号文書のうち右に掲げる文書	債権譲渡に関する契約書	

2	第１号の２文書のうち右に掲げる文書	地上権又は土地の賃借権の設定に関する契約書	306

3	第１号の３文書	消費貸借に関する契約書	308

4	第１号の４文書	運送に関する契約書（傭船契約書を含む。）	310
	第２号文書	請負に関する契約書	

5	第７号文書（令26一）	令第26条第１号の継続的取引の基本となる契約書	313

6	第７号文書（令26二）	令第26条第２号の継続的取引の基本となる契約書	317

7	第７号文書（令26三）	令第26条第３号の継続的取引の基本となる契約書	319
8	第７号文書（令26四）	令第26条第４号の継続的取引の基本となる契約書	321
9	第７号文書（令26五）	令第26条第５号の継続的取引の基本となる契約書	322
10	第12号文書	信託行為に関する契約書	322
11	第13号文書	債務の保証に関する契約書	323
12	第14号文書	金銭又は有価証券の寄託に関する契約書	324
13	第15号文書のうち右に掲げる文書	債務引受けに関する契約書	325

付　録

印紙税法　別表第１　課税物件表（第２条関係）…… 328
消費税法の改正等に伴う印紙税の取扱いについて
（平元間消３－２）…… 346
印紙税法　別表第２　非課税法人の表（第５条関係）…… 348
（参考）　印紙税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、
印紙税を課さない法人を指定する件…… 350
印紙税法　別表第３　非課税文書の表（第５条関係）…… 354
基本通達別表第１　課税物件、課税標準及び税率の取扱い…… 358
非課税文書　非課税法人の表、非課税文書の表及び特別法の
非課税関係…… 358
建築業法第２条（定義）第１項…… 362
建設業法第２条第１項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容…… 364

凡　例

本文で用いた法令等の略称は、次のとおりです。

法	印紙税法
通則	印紙税法別表第１「課税物件表の適用に関する通則」
課税物件表	印紙税法別表第１「課税物件表」
令	印紙税法施行令
基達	印紙税法基本通達
旧法	改正法施行（平成元年４月１日）前の印紙税法
旧通達	平成元年４月１日に改正される前の印紙税法基本通達
第○号文書	印紙税法別表第１「課税物件表」の「番号」の文書

序　章

本書の活用法
～課否判定のプロセス～

1　課否判定のプロセス

実際の印紙税の課否判定においては、①課税対象外かどうかの判断（不課税判定）、②課税物件表の定義・要件の判断（要件判定）、③各号への文書の所属の決定判断（号別判定）、及び④非課税要件の該当性判断（非課税判定）など㊟が混然と行われていて、課否判定をいたずらに複雑にしているという傾向が見られます。

㊟　ほかに一部の課税文書には記載金額による税額判断などもあります。

このような課否判定の複雑さを少しでも解消するために、本書で提供する判断項目の整理と絞り込みのプロセスを次に概観してみることにします。

1	明らかな不課税文書を除く	☞	第１章 不課税文書を知る～不課税判定～ （p.8 ～）

平成元年３月31日をもって課税が廃止された文書があります。

これらは、現在の印紙税法別表第１「課税物件表」には当然のことながら掲名されてはいませんが、非課税とされる文書と同様に明らかに課税されない文書として重要なものです。

課否判定においては、まずこれらの課税廃止された文書や、その他の不課税文書を取り除く必要があります。

2	文書をタイプごとに仕分けする	☞	第２章 課税文書の三つのタイプ （p.28 ～）

課税文書は、文書の形態から①契約書タイプ、②証券・証書タイプ、及び③通帳タイプの三つに区分することができます。

伝票などの定型化された文書以外で日常において随時課否判定を必要とする文書の多くは「互いに対立する２個以上の意思表示の合致」、つまり「契約」（印紙税法基本通達第14条）を書面化した契約書や覚書、念書などの類（①契約書タイプ）です。

これら以外の課税文書で、例えば、預金証書や保険証券などの文書（②証券・証書タイプ）や、預金通帳などの通帳（③通帳タイプ㊟）は、定型化・様式化されていて大量に作成されるものであることから、その課否判定を新たに行うことはそう頻繁にあるものではありません。

そうすると、課税文書のうちに「契約」を書面化したタイプの文書は全部で八つの号の文書に限られることから、実際に課否判定を行う機会が多い契約書タイプの文書は、これら８種類の文書に絞り込むことが可能となります。

㊟　③通帳タイプのうち、特に第19号、第20号文書については、使用形態から、固有の留意点があります（p.241～参照）。

3	タイプに応じて更に絞り込む	☞	第３章 フローチャートによる課税文書の絞込み （p.40～）

各タイプの文書について、フローチャートを使ってどの号に該当する課税文書か絞り込みを行います。

4	絞り込んだ号別の詳細判定	☞	第４章 本　編～課税文書～ （p.56～）

上記3により絞り込んだ課税文書について、次に詳細判定を行います。もちろん、当初から見当を付けた号別の課税文書がある場合は、第３章までを飛ばして直接第４章本編から当てはめを行います。

実際の文書には多くの合意内容を盛り込んでいるものもあり、複数の号別に当たる文書の場合、最終的な文書の所属の決定や税額に影響する記載金額の判断なども必要となります。

これら細部の絞込みには、まず文書に何が書かれているのかが重要であり、記載文言を基準として印紙税法等の法令及び印紙税法基本通

達などの定義・要件を解釈して当てはめる作業が必要となります。

その作業を容易にするため、本書ではその作業・判断過程をフローチャート化しています。

2　印紙税課否判定の基本

⑴　文書課税

印紙税の課否判定のプロセスは上記１のとおりですが、そもそもの前提として、印紙税は「文書課税」であるという印紙税課否判定の基本を、常に念頭に置く必要があります。

この「文書課税」の原則は、次の印紙税法基本通達第３条に示されています。すなわち、課税文書に該当するかどうかは、文書の記載文言の実質的な意義に基づいて判断するものとされ（同条第１項）、その「記載文言の実質的な意義の判断は、その文書に記載又は表示されている文言、符号を基として」（同条第２項）行うのが原則とされます。そしてこのことから、逆にその文書に記載又は表示されていない事項については判断される余地はないことになります。

もっとも、同項にもあるとおり、その判断に当たっては「関係法律の規定、当事者間における了解、基本契約又は慣習等を加味し、総合的に行」われるものではあります。しかしながら、そうであるからといって契約書等に記載又は表示された事項を離れて、当事者の意図するところや趣旨解釈を行うことは許されないはずです。そして、このことが「文書課税」の内容であるとするならば、契約書などの作成に当たっては、経済取引の実態はどうあれ、文書上の記載又は表示の有無が課否判定に影響を与えるものである以上、それらの「書きぶり」や「表示方法」について十分注意しなければなりません。

また、このような「文書課税」の原則からは、「単に文書の名称又は呼称及び形式的な記載文言」のみで判断することができないことにも注意すべきです。

○　印紙税法基本通達（以下「基達」といいます。）

（課税文書に該当するかどうかの判断）

第３条　文書が課税文書に該当するかどうかは、文書の全体を一つとして判断するのみでなく、その文書に記載されている個々の内容についても判断するものとし、また、単に文書の名称又は呼称及び形式的な記載文言によることなく、その記載文言の実質的な意義に基づいて判断するものとする。

２　前項における記載文言の実質的な意義の判断は、その文書に記載又は表示されている文言、符号を基として、その文言、符号等を用いることについての関係法律の規定、当事者間における了解、基本契約又は慣習等を加味し、総合的に行うものとする。

※　アンダーラインは筆者による。

⑵　判断対象となる文書～他の文書を引用している場合の判断対象の拡張

イ　原則～その文書のみを判断

上記⑴によれば、印紙税の課否判定は「その文書」を対象に、その記載又は表示を判断することになります。

ロ　例外～他の文書を引用する

「その文書」に他の文書を引用する旨の文言がある場合は、「他の文書」の内容によって、その記載内容を判断対象とすることがあります（基達４）。

これをフローチャートにすれば、次頁のとおりです。

「他の文書を引用する文書」判定フローチャート

・「その文書」……課否判定する文書
・「他の文書」……「その文書」が引用する文書

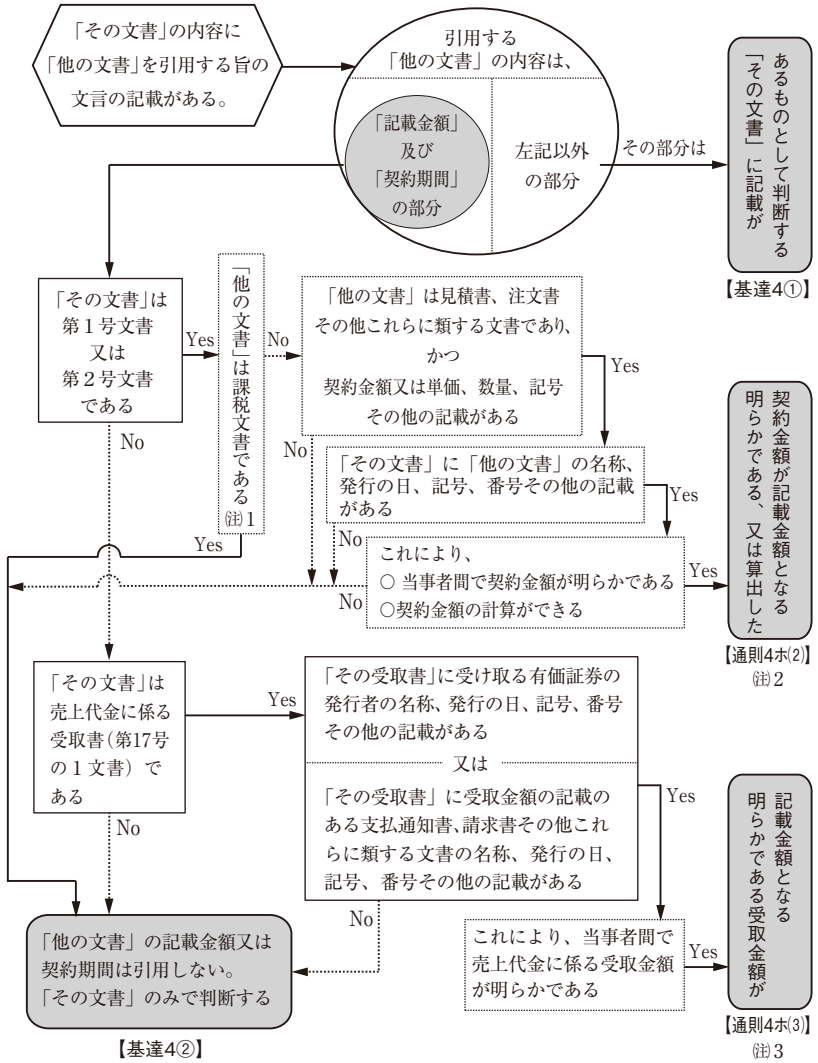

㈜1　「非課税物件」欄に該当するものも含まれる
　2　印紙税法別表第１「課税物件表の適用に関する通則」４ホ(2)
　3　同上４ホ(3)

第１章

不課税文書を知る
～不課税判定～